

2014年3月号



YELL・Spirits エール・スピリッツ

Contents

発行：社会保険労務士法人エール

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018 エールビル 1F

TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072

Email : info@sr-yell.com



- 代表より
- 3月からトライアル雇用制度の変更
- 改正法案など
- パーソナリティ無料診断キャンペーン延長のご案内
- 協会けんぽ保険料率
- 社員教育用DVD貸出
- エールからのお願い
- スタッフコラム

鎌倉です。エールの入り口にも雛人形を飾り、春がやってきました。

ここ大倉山は30種を超える約200本からなる梅林があり、ちょうど見頃を迎えています。今年の観梅会では、梅を楽しみつつ、大倉山梅酒「梅の薫」を買ってこようと思っています！

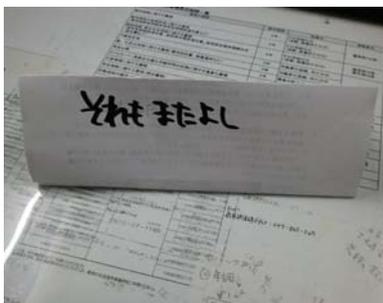
さて、今後、労務関連法規の頻繁な法改正が見込まれます。現在、予定されている改正法律は、既に10法案に上ります。ねじれ国会が解消したこともあって例年の倍くらいの法案が上っており、労働関係法案は、労働安全衛生法、労働者派遣法、パート労働法、雇用保険法、労働契約法、次世代育成支援法などとなっています。

「労働者派遣法」改正案は、企業が派遣を受け入れる期間の上限を事実上なくして、個人単位での派遣上限を3年とし、わかりにくかった「専門26業務」は廃止の方向です。見直しによって、派遣元企業は教育の責任など重くなりますが、派遣受入れ企業は派遣を活用しやすくなり、派遣社員の働き方の選択肢も広がる見込みです。

「労働契約法」改正案は、有期雇用契約者の5年を超えて本人から希望があれば、無期契約に転換するという前回の改正の特例に関するものです。特例で高度専門知識を有する者と、定年後再雇用者については無期転換申込権が発生しないようにするもので、これも来年4月施行を目指すという内容になっています。引き続き、情報提供して参りますが本誌3頁にこれからの、法改正や施行予定日を取り上げましたのでご確認下さい。

この他には、最近の判例の動向も目が離せない状況です。定額時間外手当や、事業場外みなし労働時間制、管理監督者に対していずれも企業側に厳しい判断がされており、行政指導やその影響が気になります。

今後、顧問先企業様とのお打ち合わせも増えると予想しています。関連する法改正について、適切な時期に貴社にあった内容ですり合わせをさせていただければと思っております。ご要望などございましたらお声かけください。

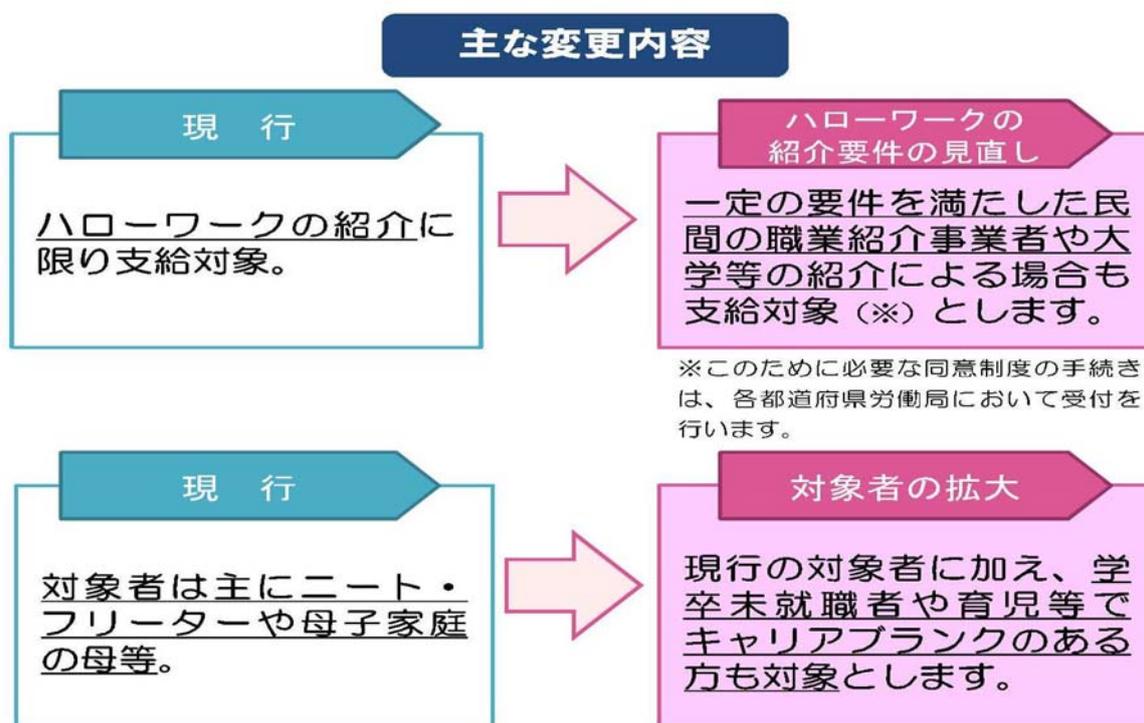


エールでは直接的な業務にかかわらず素敵な方々をお招きして、メンバーでお話を伺っています。たくさんの気付きを頂き有り難うございます！
社内イベントのリハーサル中です。本番はバッチリ！？

試行雇用奨励金(トライアル雇用)制度が利用しやすくなります

トライアル雇用制度は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を、原則3か月間の試行雇用(トライアル雇用)することにより、その適性或能力を企業と求職者がお互いに見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

平成26年3月1日から、さらなる早期就職の実現や雇用機会の創出を図るため、次のとおり内容が拡充されます。



対象になる求職者とは他に・・・

- イ) これまでに就労の経験のない職種または業務に就くことを希望する者
- ロ) 離転職を繰り返している者
- ハ) 直近で1年を超えて離職している者
- ニ) その他就職の援助を行うに当たって特別の配慮を要する者として厚生労働大臣が定める者
 - (1) 生活保護受給者 (2) 母子家庭の母等
 - (3) 父子家庭の父 (4) 日雇労働者
 - (5) 季節労働者 (6) 中国残留邦人等永住帰国者
 - (7) ホームレス (8) 住居喪失不安定就労者
 - (9) (1)～(8)に該当する者のほか、安定した職業に就くことが著しく困難である者として職業安定局長が定める者

助成金の金額としては、1ヶ月あたり40,000円(3ヶ月で120,000円)で金額は大きくはありませんが、最初は契約期間を定めることができ、お互いにミスマッチがないように契約期間内に確認することができます。また、今後はハローワーク以外であっても対象になる可能性がありますので利用しやすくなるでしょう。



これから法改正が予定されているものについてご確認を

2014 年は、さらなる労働規制改革のスタートの年となりそうです。今国会に提出されている法案も、確認しておきましょう。

| 改正法もしくは改正法案 | 内 容 | 施行日もしくは施行予定日 |
|---------------------------------------|------------------------------------------|--------------------|
| 健康保険法 産前産後休業期間中の社会保険料免除 | 産前産後休業期間も労使ともに社会保険料が免除に。 | 平成26年4月1日 |
| 雇用保険法 育児休業給付等 | 育児休業開始後6ヶ月の給付率を67%にUP(現行50%)など | 平成26年4月1日 |
| 次世代育成支援対策支援法(延長) | 企業におけるさらなる少子化対策を推進する | 平成27年4月以降10年間延長 |
| 厚生年金基金の解散 | 10年かけて厚生年金基金制度を原則廃止に | 平成26年4月より10年間 |
| 男女雇用機会均等法 | 間接差別の範囲見直し(採用・昇進等に転勤要件を設けるのは×)セクハラ対応の徹底等 | 平成26年7月1日 |
| 雇用保険法 教育訓練給付 | 教育訓練給付金の拡充など | 平成26年10月1日 |
| パートタイム労働法 | 短時間労働者の待遇:正社員と比べ不合理な取り扱いを禁止等 | 公布後1年以内(H26 年国会提出) |
| 安全衛生法 | メンタルヘルス対策の強化(職場のストレスチェックの義務化等) | 公布後1年以内(H26 年国会提出) |
| 労働者派遣法 | 個人単位で上限3年まで派遣可能に等 | 平成27年4月1日予定 |
| 労働契約法 | 有期雇用者の無期契約転換について特例を設ける 等 | 平成27年4月1日予定 |
| 年金機能強化法 | 老齢年金の受給資格期間の短縮 25年 →10年 | 平成27年10月1日 |
| 障害者の雇用の促進等に関する法律 | 募集採用時の障害者の差別禁止等 | 平成28年4月1日 |
| 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の改正法 | 501人以上の企業の短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大 | 平成28年10月1日 |

その他の動向

| | | |
|----------------|----------------------|----------------------------------------|
| (阪急トラベルサポート事件) | 事業場外みなし労働時間制最高裁判例の影響 | 営業職の労働時間管理に大きな影響を与える判例による行政指導の変更が想定される |
|----------------|----------------------|----------------------------------------|

パーソナリティ診断無料キャンペーン延長のご案内

1月号・2月号でご案内させて頂きました弊社で提供している適性検査のうち、“**パーソナリティ診断**”はおかげさまで多数の企業様よりお問い合わせおよび実際にご利用をいただきました。診断結果についても好評でしたので、**無料キャンペーン期間を3月末日まで1ヶ月間延長**させて頂きたくことにしました。

1社につき、これまでと合わせて3名までであれば、3月末日まで引き続き無料でお試しいただけます。

採用に関するツールとしてご利用いただけるようご提供させていただきますので、ご活用をご希望の企業様は、担当までお気軽にご連絡ください。

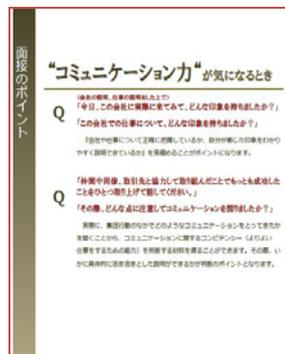
- ・どんな検査問題？ → 検査問題をご確認頂けます。ご連絡下さい。
- ・どんな結果が通知されるのか？ → 下記のようなレポートをお渡しします。

The image shows a sample report titled "【企業採用】分析レポート1/2" with several callout boxes pointing to specific sections:

- 【信用尺度】** 信用尺度を5段階評価 推測される特性を評価
- 【行動傾向】** 行動スタイルを5段階評価 仕事にあたっての行動傾向の予測材料
- 【組織親和性】** 集団での親和度を5段階評価 職場環境での立ち居振る舞いの予測材料
- 【対象者の特徴】** 基本的な特性行動傾向の特徴を評価
- 【メンタリティ】** 正確的側面を5段階評価 仕事にあたっての心理傾向の予測材料
- 【リーダーシップ資質】** リーダー適性を5段階評価 (PM理論) 仕事にあたってのリーダー資質の予測材料

結果をふまえた面談質問ポイントなど載った「活用ガイドブック」をお渡します。

↓ 結果を面談・育成にご活用ください。



質問票は「当てはまらない・あまり当てはまらない・やや当てはまる・当てはまる」の4択で126問を回答するものです。

社員教育用DVD無料貸出サービス



エールでは、社員教育用のビデオ・DVDの無料貸出サービスを行っております。入社時のオリエンテーション、定期的な社員教育等に是非ご活用下さい。貸出期間は10日です。

全400タイトルの貸出が可能。全てのタイトルリストをご覧になりたい企業様は、お気軽にご連絡下さい！

タイトルリストの一部です

| カテゴリー | タイトル | 内容 |
|-------|------------------|----------------------------------------|
| 生産製造 | 「物」づくり「やりがい」づくり | [品質、納期、原価]お客様の顔を思い描こう |
| 病院向け | 私たちのホスピタリティ挑戦！ | 石橋内科・広畑センチュリー病院全職員が輝いた！ 患者様の笑顔が嬉しくて |
| 新入社員 | フォローアップ・セミナー | 「プロ」としての意識とスキルを身につける |
| 若手・中堅 | ケーススタディで学ぶ報連相の基本 | 何の為のハウレンソウか メールで連絡しておいたはずが…… |
| 管理者 | やる気 100 倍・仕事の与え方 | 費とを動かす 5 つのポイントとは？部下にやる気を起させるには？ |
| 経営課題 | 採用活動のノウハウ | 学生の価値観は変化している 失敗しない採用活動の一步 |

協会けんぽの保険料率は介護保険料のみ変更

先日、全国健康保険協会より平成 26 年 3 月分からの保険料率について、健康保険料率を各都道府県ともに保険料率を据置き、変わらないとの発表がありました。保険料負担軽減に向けた署名活動を加入者や事業主に行ったり、健康保険法等の改正により準備金を取り崩すことで前年と同程度の保険料率を維持できるようになりました。

その一方、介護保険料率のみ介護給付費が増大しているため、変更が行われました。

【介護保険料率】 ※40歳から64歳までの方

| 全国一律 | 平成 2 6 年 2 月分まで | | 平成 2 6 年 3 月分以降 | |
|------|-----------------|---------|-----------------|---------|
| | 全額 | 被保険者負担分 | 全額 | 被保険者負担分 |
| | 1. 55% | 0. 775% | 1. 72% | 0. 86% |

手続きをご依頼頂いている顧問先企業様には、改正後の健康保険料及び介護保険料に基づく個人別の社会保険料一覧表を、3月中に別途ご案内させていただきます。

給与計算の
ポイント！

社会保険料を当月控除している会社は3月支給分の給与計算時から、翌月控除の会社は4月支給分の給与計算時から、保険料率を変更して下さい。

エールからのお願い～手続きをご依頼頂いている企業様へ～

入社・退社・扶養異動のご連絡のお願い

春は人の動きが多くなる季節です。

退職する従業員または、新しく入社する従業員がいらっしゃる場合はお早めに弊社までご連絡下さい。(健康保険証は弊社が手続きをしてから発行まで2週間ほどかかります。)また、健康保険の被扶養者が就職された場合なども「被扶養者異動届」の提出が必要です。保険証を回収し、弊社までご連絡下さい。

昇給・降給等による賃金変更のご連絡のお願い

給与の昇給・降給・給与カット・賃金体系の変更(時給→月給 など)・諸手当(通勤手当を含む)の変更・役員報酬の変更・休業手当の支払などがある場合は、お手数ですが、必ずご連絡下さいますようお願いいたします。大幅な変更がある場合は、標準報酬月額の見直し(月額変更届)が必要です。ご連絡をいただかないと変更手続きが遅れ、変更時にさかのぼって標準報酬月額を訂正し、事業主様・従業員様双方に差額の保険料を負担していただくことになる場合がございますので、ご連絡漏れのないようお願い致します。

賃金台帳送付のお願い

労働保険の年度更新準備のため、3月支給分が確定しましたら、賃金台帳をFAX・メールまたは郵送などで送付いただきますようご協力をお願い申し上げます。

スタッフコラム



今月のコラムは、
増田が担当します

増田です。いまさら年末の話題で恐縮ですが、親友と伊豆旅行へ行ってきました。大学時代からの友人で、かれこれ20年を超えるつきあいです。その友人が、ちょうど私がエールに入社した頃に、不動産の会社を立ち上げました。互いに新しい環境になるにあたり「1年間はとにかく精一杯走ろう!」と熱く誓い合い、1年後の旅行を企画しました。熱海で待ち合わせて列車で伊豆へ向かい、ちょっと贅沢な宿に一泊。伊豆の稲取はキンメダイの産地ということで、特大のキンメダイの煮つけや「増田丸」という旗の付いた船盛り(笑!)などテンションの上がるお料理や海に見える露天風呂、韓国エステ、海からの日の出を見たりなどゆったりくつろいで、1年の疲れもすっかりほぐれていきました。

お風呂から海を眺め、1年間を振り返りながら、互いに「やりたい仕事ができていること」「素晴らしいお客様に恵まれていること」にあらためて感謝した時間でした。

ちなみに友人の会社は、無事1周年を迎えました。

こんな振り返りもなかなか良いものですね。おススメです。毎年恒例の行事になりそうです。

今年度も元気に頑張ってまいりますので、宜しくお願い致します。

